

大和市公告第30-2号

次のとおり公共下水道供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。なお、その関係図面は、令和8年3月31日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）本市環境共生部下水道経営課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

公共下水道管理者

大和市長 古谷田 力

1 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年3月31日

2 供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 大和市中心林間西五丁目の一部
- (2) 大和市上草柳字扇野の一部
- (3) 大和市深見西五丁目、六丁目及び七丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別紙位置図及び地番図のとおり。

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式（汚水）

5 処理を行う終末処理場の位置及び名称

- (1) 位置 大和市下鶴間2698番地  
名称 大和市北部浄化センター
- (2) 位置 大和市深見3811番地  
名称 大和市中部浄化センター